

「ビジネスと人権」を巡る立法措置の国際的潮流

様々な立法アプローチの整理と展望

森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

梅津英明
うめつ ひであき



「ビジネスと人権」を巡る各国の立法措置の動きが加速しており、これらの国際的潮流の理解は、今後の企業の取り組み方針を決めるうえでも重要になっていく。他方で、「立法措置」といっても本来はその背景やアプローチは様々であるところ、立法スピードが加速化していることもあり、それらがあまり区別されずに混然一体となって人権課題として発現し、対応に苦慮している企業も多いと思われる。そこで、本稿では、各立法措置の背景や意図、効果の違い等から俯瞰的に分類することでの理解を深め、今後の展望を検討したい(なお、紙幅の都合上、分類等は極めて単純化している点をご容赦いただきたい)。

様々な立法のアプローチ

各国で見られる立法措置に関しては、いく

つかの視点で分類ができる。

(1) 伝統的アプローチと通商アプローチ

現在、国連ビジネスと人権に関する指導原則(「指導原則」)等の考え方から導かれる立法措置(便宜的に「伝統的アプローチ」と、米中対立等の国際通商・政治的対立等を背景とした立法措置(便宜的に「通商アプローチ」と)が混在している状況にある。伝統的アプローチは、企業の人権課題全般の取り組みを促すものであるのに対し(図の左)、通商アプローチは特定の事象のみに特化した施策として打たれることが多く、その性質は大きく異なる(図の右)。通商アプローチは、一般に「ビジネスと人権」を巡る立法措置と分類されないこともあるが、企業への影響は大きく、整理して理解しておく必要性は高い。

(2) ソフトローとハードロー

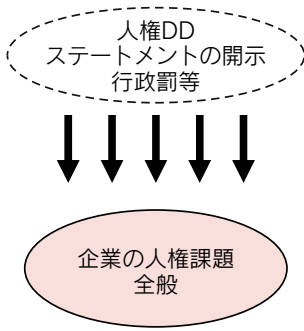
主な違いは法的拘束力の差である。ソフトローは、国家等による強制力がない分、多様なステークホルダーの立場を踏まえたバランスの良いルールとなりやすく、また国境を問わずに適用できるといった良い面もある一方、ルールの内容が必ずしも明確でなく、浸透にも長期間を要する等のデメリットも指摘される。これらハードローとソフトローを適切に組み合わせること(いわゆる「スマート・ミックス」)の重要性も指摘されている。

(3) 開示規制と行為規制

伝統的アプローチには、企業の取り組みを開示させることにより間接的に取り組みを促す開示規制的な類型と、人権デュー・デューリジェンス(DD)の実施自体を直接義務付ける行為規制的な類型がある。

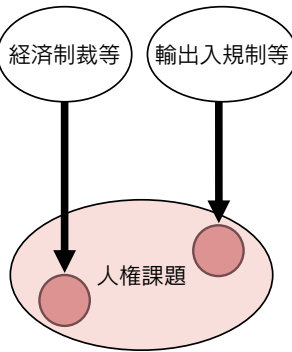
伝統的アプローチ

企業における人権課題全般の
取り組みを促す意図の規制



通商アプローチ

特定の局所的な人権課題
に限り適用される規制



現在、伝統的アプローチでは①ソフトロー

各国の主要な立法措置の潮流

(4) 輸入規制と輸出規制
通商アプローチには、原産品に人権侵害の疑いがある場合等の輸入を規制するような輸入規制と、人権侵害に使われる恐れのある技術等の輸出を規制するような輸出規制がある。前者はサプライチェーンの上流における人権課題が問題となるのに対し、後者は顧客側における人権課題が問題となり、それぞれ異なる場所で行っている人権課題であることを意識して取り組む必要がある。

からハードローへ、また②開示規制から行為規制へ、という流れが強まっている。

2011年の指導原則の採択以降、まずはソフトローによる取り組みが進んできたが、その後は特に欧州を中心にハードロー化の動きが強まった。開示規制の例の1つが2015年施行の英国現代奴隷法である。これは、一定の企業に対して人権の取り組みに関する開示を毎年義務付けるものであり、日本企業にも大きな影響が及んだ。その後も豪州現代奴隷法(2019年施行)、カナダ現代奴隷法(策定中)等、同種の立法も続いている。

他方で、開示に限らず人権DD自体を義務付ける流れも強まっており、フランスの企業注意義務法(2017年施行)、オランダの児童労働DD法(2022年施行見込み)、ドイツのサプライチェーン法(2023年施行見込み)等は、一定の企業に人権DDの実施自体を義務付ける。また、2022年2月23日に公表されたEUの企業持続可能性デュー・デリリジェンス指令案等も人権DD自体を義務付けるものである。

次に、通商アプローチとしては、米国ウイグル強制労働防止法(2021年12月成立・2022年6月施行)が輸入規制の代表例であり、今後は新疆ウイグル自治区で生産等された産品は、企業側で強制労働がないことの証明ができない限り原則輸入禁止になる等、大きな影響が予想される。また、輸出規制の代表例としては顔認証・監視技術等を巡る規制が挙げられ、当該技術が人権侵害に使われ

ないよう一定の国への輸出が規制されている。なお、日本ではまだ「ビジネスと人権」関連の法律はないが、2022年2月15日の萩生田光一経済産業大臣の記者会見では「将来的な法律の策定可能性も含めて、関係府省庁とともにさらなる政策対応について検討」するとされており、法制化の動きが出る可能性もある。

今後の立法措置の展望と
企業に求められる姿勢

このようなハードロー化や行為規制化の動きは今後も続くと思われる、また中国に限らずロシア等に関しても政治的対立が激化する中、通商アプローチの立法も増えると思われる。そのため、日本企業にとっては、次々と生じる立法対応に追われ続けるようになることも予想される。

この点、法令遵守自体が重要であることは言うまでもないが、目先の対応ばかりに追われると、「自社の企業活動における人権尊重」という本来の目的を見失い、法律を「遵守さえすればよい」ということにも陥りかねない。そのため、企業としては、立法対応に追われて本来の目的を見失うことになる前の平時における取り組みこそが重要であり、単なる形式的な法律遵守に留まらず、自事業のどこに人権課題があり「どうすればそれが解決するのか」という本質的な発想で平時からの取り組みを進めておくことが、翻って新法対応という面でも最も効果的であるように思われる。